

「四重苦」の人々と制度改革

NPO法人「自立支援センター」ふるさと会の理事 滝脇 憲

生活困窮者の支援現場で、一番深刻な問題は、困窮、単身、要介護・高齢、障害・認知症の「四重苦」を背負う人々への対応だ。

NPOや学識経験者、医療関係者などで作る「支援付き住宅推進会議」は5日、「四重苦を抱える人々の地域居住を保障するための生活保護制度の改革」と題した要望書を厚生労働省へ提出した。要望の中身を大きく分けると、①日常生活支援サービスの現物給付／単独給付可能な現物サービスの制度のすき間を埋める「コーディネート機能」サポートセンターの設置③地域協働型支援付き住宅の制度化――を柱にしている。まず、四重苦を抱える人々

の多くは、所得保障（金銭給付）や介護保険制度による在宅サービスでは地域での日常生活が困難になり、特別養護老人ホームや病院など施設に頼りがちだ。逆に支援の仕組みがあれば、地域での生活を継続できる人も少なくない。「日常生活支援」とは「家事援助」や「見守り」ではない。食事・排せつなどのサポート、要介護者の場合の24時間間の生活支援、服薬支援、通院同行緊急時対応など、介護保険外の支援がなくてはまる。単純に「金銭」「サービス」として換算しにくい側面があるが、言い換えれば「家庭的ケア」として精神面、社会面にも配慮した対応であり、本来はこうしたケアが求められ

ている場合が多い。例えば、排せつの支援などは、現場でも非常に難しい。率直に言えば、ふん尿で居室を汚すなど生々しい場面があり、トラブルに発展することすらある。生活保護制度の拡充では、福祉事務所のケースワーカーの増員が理想だが、自治体の公務員であり、現実には容易

ではない。福祉事務所など行政のみの対応には限界がある。そこで、「新しい公共」と言われるNPO、企業、市民の協力が不可欠になる。行政側では、地域活動の実績とノウハウをもち一定の質を保てる組織と連携して業務を委託する仕組みなどが想定でき

る。他方、受け手側には公共の担い手として公正さの担保や、地域全体の「制度のすき間」を視野に入れて活動する姿勢が必要だ。さらに、地域生活の基盤として、低額で支援付きの住まいを供給する必要がある。新たに「箱物」を作らなくても、地域住民の協力を得て既存の建物を利用して、自治体とNPOが連携して地域の居住困難者の居住と生活を保障した事例がある。制度的な保障と防災設備の設置やバリアフリー化の改修費などの助成で、こうした住まいの供給は可能だ。住み慣れた住まいを「支援付き」にすることが第一だが、支援の付いた「共

たきわき・けん1972年6月5日生まれ。東京外国語大学大学院博士前期課程修了。NPO法人「自立支援センター」ふるさと会の理事、精神保健福祉士（PSW）。東京外大非常勤講師。「支援付き住宅推進会議」共同代表。今年度にスタートした厚生労働省社会・援護局保護課の「生活保護受給者の社会的な居場所づくり」と新しい公共に関する研究会「委員」。



同住宅」への集住もできる。

■保護世帯だけの問題ではない

今回の要望は、支援現場の声を出発点にして生活保護制度の見直しを提起したが、その内容は生活保護世帯だけのニーズを要求するのではなく、制度自体の持続性や公平性を考える上での大きな意義を含んでいる。

高齢者福祉の観点からも、こうしたサービス提供は喫緊の課題といえる。2035年をピークにして、東京など都市部を中心に、単身高齢世帯の中でも75歳以上の後期高齢者が急増する。保護世帯が年金生活世帯に関係なく、日常生活支援は重要だ。また、疾病や障害の重篤化による医療扶助の抑制、要保護になる前の「自活」を支援する上で効果も期待できると思う。

現在の生活保護制度は、簡単にいえば「フルセット（受給）かゼロ（無受給）か」の格差が非常に大きい仕組み。

使いつらい部分、効率化できる部分も多い。単独給付部分を作ることで、より多くの人に生活実態に即したサービス提供ができ、効果的な財政運営が可能になる。

現物給付は、担い手の育成と確保が望めることに加え、いわゆる「貧困ビジネス」として問題化している悪質な事業者が入り込むすきを部分的になくせるかもしれない。悪質事業者の横行の一因には、現金中心の給付システムもあると思う。

生活保護制度の最近の方向性をみると、働ける人、健康な人など「稼働層」対策が中心になっている。一方、「四重苦」の人々については行政側に正確な統計値すらないのが現状だ。ふるさと会の独自推計では、都下で「四重苦」を抱えた人は1万人を超えている。

もちろん、稼働層向けの対策も重要だが、緊急の課題として「四重苦」の人々に対する支援策に期待したい。